

# 『幕末外国関係文書』成立前史の研究

——内閣制度成立後の萩原外交史の編纂経緯——

田中正弘

## はじめに

明治十四年七月、太政官外務部において編纂が開始された幕末外交の

編年文書集「外交通紀稿本」は、外務部の廃止後太政官第一局に移り、そこで「外交通紀底本」「外交通紀稿本」などが編纂され整頓をみた。

そして更に紀事本末体の幕末外交通史「外交紀事本末」などが追加編纂される事情と、そもそもこの編纂事業開始にあたり萩原裕を起用した背景や所属部局の機能、この編纂の目的と外務省編纂の『統通信全覽』との相違、また、「大政紀要」編纂との関連を含め、太政官廃止までのこの編纂事業の沿革を前稿で述べた。<sup>(1)</sup>

そこで本稿では、内閣制度成立前後に亘って萩原が担当した「台湾生蕃及沖縄弁理始末」の編纂事情やその後着手した「朝鮮始末」などの具体的な編纂過程を考察し、ついで前述の多様な萩原の幕末外交文書集とその通史編の編纂が、内閣制度成立後いかなる進展をみるのか。そしてこれらの編纂物がどのような経緯で外務省に引き継がれるのか、その編纂部局の変遷を明らかにしたい。さらにその後、明治三十年代後半、外務省において新たな幕末外交文書の編纂が模索され、この事業が、最終的に

に外務省より東京帝国大学文科大学史料編纂掛に移管されて、いかにして『幕末外国関係文書』が成立するに至るのかを考察してみたいとおもう。

## 一 幕末外交文書集および「台湾生蕃及沖縄弁理始末」編纂事務の宮内省移管問題

明治十四年七月、「欽命ヲ奉シ、外務部ニ於テ編纂ニ着手」し、全百余巻の構想を以て出発した「外交通紀稿本」の編纂は、その後、太政官六部の廃止によつて新設の太政官第一局に移り、明治十八年三月までの期間に二十四冊を編纂したが、それはペリー艦隊の来航より安政二年五月二十八日までの幕末期の編年外交文書集であった。一方、萩原はこの間に「外交通紀稿本」を補完するものとして、紀伝体・紀事本末体の外交史の編纂を構想し、まず幕末外交通史の一部として「外交紀事本末」三巻を編纂し、太政官「内閣」に上呈したのであった。

だが、編者萩原裕は、明治十七年十二月有栖川宮熾仁左大臣より、新たに「台湾生蕃及沖縄弁理始末」編纂の内命をうけた。萩原はこの任務に専念中、太政官制度が廃止されて内閣制度が発足をみるに至り、十八

年十二月二十三日内閣總理大臣伊藤博文より第一局廃止の通知があり、翌日内閣書記官長田中光顯を通じて「今般官制改正ニ付、廢官之向者總て前官之非職と心得<sup>(3)</sup>」（原文のマム）との通達があつた。萩原は非職元太政官御用掛となつたのである。

しかし、右の何れの編纂も途中であつたため、翌明治十九年一月十九日早くも萩原は宮内省雇を命ぜられた。これより先、第一局廃官直後の明治十八年十二月二十四日、明治政府は旧太政官書記官局に属した記録課を、内閣第七十六号達によつて内閣總理大臣の直轄局とした。新設の内閣記録局の局長に林董、次長に小野正弘がそれぞれ就任したが、同日旧第一局・第二局の在来の書籍を同局に引継ぎ<sup>(4)</sup>、ついで翌二十五日、同記録局は旧第一局支室の書類・記録など二十五函を封印のまま受領したのであつた。この内閣記録局の受領書によつて、旧第一局支室がこれまで萩原の編纂室であつたことと、この時点での萩原の編纂物の進捗段階が判明するだけでなく、当時、萩原が「幕末外交文書集」と「台湾生蕃及沖縄弁理始末」編纂にあたつて、どのような史料を蒐集していたかがわかる。

右の受領書に記したリストによれば、以下のことが知られよう。すなわち、まず草稿本である「外交通紀底本」二十四冊を編纂。そしてこれを基礎に「外交通紀稿本」十二帙を整頓した。本書は一帙に二冊づつ入れ全二十四冊である。そしてその後に「外交通紀副本」二十三冊とみえるのが、「外交通紀稿本」の副本を指す。さらに、「外交通紀元稿切裂類（嘉永年間より安政年間迄）」「通紀財料未稿止物入」「外交通紀財料切袋入」などとあつて、どのぐらいの数量かは示されていないが、これらの史料の「切裂」は現在も多量に東京大学史料編纂所に引き継がれており、萩原はこの段階では未だ「外交通紀稿本」を安政二年五月で終わらせずに、初期の構想どおり後年分も繼續編纂する予定だつたことが判明す

る。また、「紀事本末清書」と「紀事本末副本」を並記し、いずれも三冊とあるが、これは太政官「内閣」に呈した「外交紀事本末」の正本と副本をいうのである。

しかも興味深いことに、このリストに「紀事本末底本」四冊と記されており、すでに「外交紀事本末底本」四冊が編纂のうえ製本化されている事実は、注目に値する。これより先、明治十七年五月二十八日、萩原は幕末外交通史ともいべき「外交紀事本末」三巻を編纂して、はじめ太政官内閣に上呈したが、その後、やはりその通史の統編を著すためには、まず正確な基礎史料編である「外交紀事本末底本」の編纂が先決であると認識したに違いない。そうした事實を読み取ることができるようにおもわれる。

そして明治十七年の暮に命ぜられた「台湾生蕃及沖縄弁理始末」の編纂材料は、一見それほど多く集まつていよいよにもみえる。これに反して、幕末外交文書編纂に関する材料は、幕閣に列した旧大名家の所蔵記録や福田重固・村垣範正・菊池隆吉・中島三郎助・大橋宥之助・日高為壽など旧幕府吏僚個人の所有する備忘録や書類写しなどが多く蒐集されていることがわかる。すでに萩原は、宮内省華族局に照会し、「旧幕府外國掛老中」の名を列挙して、旧大名家の住所と現当主の姓名を把握していたのである。また、ここに見える「東京府より借用書類」とは、東京府が旧幕府町奉行所より繼承した書類・記録類をいう。なお、萩原はこれ以後も、精力的に多様な史料を博搜したので後年、借用書類の記憶が曖昧模糊となつた面と、史料の所有者自身の転居により、持ち主の現住所が不明となつたため返却にあたり困難を來すものさえあつた。その点、数こそ少ないがこの受領書に記した史料リストは、借用先や冊数を明示しているだけでなく、宮内省に移る直前の萩原の材料蒐集の実態を知ることができるのである。

この受領書の末文に「但、箱封印之儘」とあるのは、中身を改めることがせずにそのまま次の編纂場所が確定次第、移動するためではなかつたかと考えられる。受領書の押印は、内閣属五味正賢の印である。内閣記録局では、この書類を受領した直後の十二月二十七日、旧第一局・第二局・旧書記官局第五席などより引き継いだ書籍の処分方を定めていた<sup>(6)</sup>。そして萩原が翌明治十九年一月十九日宮内省雇を命ぜられるや、はやくも同月二十二日内閣記録局は上記二十五函の「第一局支室ヨリ引継キタル外交ニ関スル諸雑書ヲ更ニ宮内省編纂掛ニ交付シ」<sup>(7)</sup>、更に「英國外交類書訳稿」四冊と「通紀用紙入」一箱、「北海道実測図掛物」原本などを宮内省臨時編纂所に引き継いだのであった<sup>(8)</sup>。

かねて「台湾生蕃及沖縄弁理始末」の編纂は、伊藤参議の直接の指示を仰ぐべしとの有栖川宮左大臣の口達であつたが、これより先、制度取調局長でもあつた伊藤博文は、さらに明治十七年三月二十一日宮内卿を兼任し、学習院問題を解決するとともに、憲政実施準備のため華族令を制定した。その後、伊藤は内閣総理大臣に就任後も引き続き宮内省を掌握し宮内大臣を兼任した<sup>(9)</sup>。したがつて内閣制度成立後、旧第一局支室の編纂事業を宮内省に移管したのは、この編纂業務を政治の圏外にある宮内省に置き、他の政治的影響の介入を排除しようとの伊藤博文の遠謀深慮が反映されたものではなかつたろうか。

ここで、なぜ萩原が「台湾生蕃及沖縄弁理始末」の編纂を命ぜられたのか、その理由をもう少し考へてみたい。萩原の官歴は明治五年九月十九日陸軍省九等出仕に始まり、彼は当初陸軍裁判所刑律調を命ぜられ、それより太政官正院歴史課に身を転じた。その後、彼は修史局の一等協修として活躍したが同局廃止後、いったん官界から身を退いた。この間、学習院講師や陸軍旅団の編輯の任にも就いたが長くはなかつた。その後が明治十三年十二月二十七日、再び陸軍省御用掛を命ぜられて勤務

し、同省御用掛を免ぜられたのは明治十九年一月のことであつた。この期間、萩原は陸軍省の何れの部署で、いかなる任務についていたのであらうか。

彼は明治十六年十二月に陸軍省の稟申により、「伺ノ通報酬トシテ金七拾円下賜」されたが、その「陸軍省稟候」に「当省軍医本部へ兼勤罷在候<sup>(10)</sup>」とあつて、萩原は夙に陸軍省の軍医本部に勤務していたのである。萩原の陸軍軍医本部での本務は何であつたか必ずしも明確でないが、その任務のひとつは判明する。萩原が陸軍軍医本部の十行野紙と同十三行野紙に認めた「征台の役」関係編纂物の草稿が残存するからである。その編纂物には表題はなく、ただ表紙に「落合軍医副殿 萩原裕」と墨書するのみである。落合軍医副とは落合泰蔵を指し、彼が「軍医副」であったのは明治十五年のことである。「軍医副」は二人で、もう一人は中村舜吾であつた。そして翌十六年、落合は森林太郎と並んで二等軍医となつてゐる<sup>(11)</sup>。

したがつて、この萩原の編纂物は、明治十五年軍医本部の落合泰蔵軍医副の命を受け編纂中の草稿であるように考えられる。その落合もかつて台湾へ出征しており、いわばこの事件の関係者のひとりであつた。次にその内容の一部を紹介してみることにしたい。

(七月) (前略)

○九日。砲隊附屬看病卒三名ヲ病院ニ附ス。是時ニ方テ患者日ニ一日ヨリ滋ク。軍馬大略皆ナ結膜炎ニ罹リ。食欲薄ク漸ク羸瘦セリ。医官飲料水ノ不良ヲ憂ヒテ。龜山當内数所ヲ鑿タシメ。清冷水ヲ覓ムルニ。其良ナル者ト雖モ。若干ノ爾基若クハ塩分ヲ含マサルハナン。 (中略)

○十五日。猶龍号船獨逸医博士セエンベルゲルヲ載セテ長崎ヨリ至ル。宮内省出仕赤星研造之ニ従フ。軍医宮本清寛・軍医副好本忠

璋等海瀬ニ出迎へ。院長桑田衡平之ニ本當ニ面晤ス。既ニシテ西郷都督之ト俱ニ病室ヲ巡視セリ。是日。病院附屬ノ医官ノ員数ヲ査ス。将ニ病院ヲ以テ医博士ニ委託セントスレハナリ。(中略)

(八月)

○十四日。明光号船ヲ以テ復タ患者二十四名ヲ長崎ニ送ル。(中略)

時ニ患者ノ増滋日ニ甚シク。殆ント全軍ノ八九ニ上レリ。弛張熱

其七八分ニ居リ。窒扶私熱之ニ次ク。其源因ノ起ル所ヲ考フルニ

二因アリ。一ハ現在ノ營地ハ上古ヨリノ草野ナルニ。今ヤ新ニ之ヲ開墾シタレハ。動植物ノ有毒分子空氣中ニ浮遊スルニ由リ。一

ハ熱帶地ニ慣習セサルニ由ルカ如シ。土人ノ此ノ症ニ罹ル者甚タ少キヲ以テ微スヘシトス。蓋シ一回弛張熱ヲ患フルトキハ全治スル者極テ尠ク。或ハ輕快スト雖トモ。四五日ヲ経レハ再発スルヲ常トス。斯ク數發ノ後貧血症ニ陥リ。又為メニ下痢ヲ発シ。或ハ

全体浮腫状ヲ現ハシ。或ハ窒扶斯症ニ転シテ斃ルゝ者多シトス。<sup>(12)</sup>

この編纂物は途中から始まるので、どの段階から説き起こしているか

明確でない。しかし、その末文は明治七年十二月二日の台湾出兵の日本軍の撤退記事をもつて締め括っている。<sup>(13)</sup>したがつて、萩原は少なくとも序説で、まず台湾派兵問題の沿革を簡潔に述べ、それより本論を軍団の編成と軍医の構成から説き起し、その出征経過を詳述したに違いない。萩原はその後もこのような編纂の構成をしばしば用いている。

そしてこの編纂物は重要な公文、つまり、勅諭や現地病院長の上稟、陸軍卿山県有朋の軍医監松本順宛諭告、西郷從道都督の文書なども多く引用して台湾遠征の経過を歴叙しており、いわば日本陸軍の最初の对外派兵に関する軍医本部の公式記録と推定され、これはその編纂物の一部分で、つまり残闕と考えられる。台湾派兵問題は明治四年十一月の琉球漂流民の台湾牡丹社による斬殺事件などに端を発するとはいえ、もと

より日本にとって邦人保護を名目に琉球帰属問題解決への布石という重大な眼目があった。そしてこの明治七年の対外軍事行動には、周知のように在日米公使デ・ロング(De Long)や廈門駐在米国領事ル・ジヤンドル(Le Gendre)等の影響もあつたが、政府内の不満やあいつぐ国内の士族層の反政府的動向を睨んだ、きわめて機微な政治的選択肢でもあつた。

しかし、いざ台湾現地に出兵してみると、戦死者より病没するものが圧倒的であった。出征兵数凡そ三千六百五十八名中、戦死者は十二人、負傷者十七人に較べ、病死者五百六十一人という、疾病による膨大な病死者や患者が続出し、軍団そのものが崩壊しかねない危機的状況に陥つた。<sup>(14)</sup>この間における軍医の医療活動の様子は、右に紹介した萩原の編纂物にも生々しく記述されている。このように疾病による多大な犠牲者を出した外征は、軍医本部としては苦い経験とはいえ、当然今後万一事態の重要な参考資料として公的記録にきちんと整理編纂し、かつ後日の研究に備える必要が認められたのである。

明治十五年一月二十三日、軍医本部長陸軍軍医總監林紀は大山巖陸軍卿に宛て「軍医副権山杏庵病死ニ付祭粢料下賜度儀申進」の稟請を提出した。<sup>(15)</sup>そこで林軍医本部長は、明治十五年に至つても台湾遠征時の疾病的後遺症に苦しみ、ついに死去するに至る軍医もあり、これらの人には特別なる祭粢料を考慮する必要のあることを強調していた。そして陸軍卿官房では「明治七年七月台湾蕃地処分事件 密事日記」と題した山県有朋意見、台湾征討をめぐる在京將官の意見や三条実美太政大臣等の諮詢を収録する編纂物を編んでいた。一方、海軍省もこの事件に軍艦を派遣しており、その後、千八百七十四年五月二十二日「支那北京ヨリ得タル報告」に始まるハラルド新聞の台湾征討をめぐる日清関係記事を翻訳した「明治七年從五月至十月台灣事件 新聞抜萃」や「台灣事件輯錄」

九冊などを編纂している。海軍もこの遠征事件の経験をいかに重視して  
いたか、その一端が知られよう。<sup>[17]</sup>

萩原の軍医本部における「台湾征討」事件の軍医の医療活動を中心的  
視野に据えて編んだ編纂物は、こうした流れの中の一編纂物と考えられ  
る。しかし、萩原が太政官第一局で幕末外交文書を編纂する一方、軍医  
本部において数年に亘り右の編纂に取り組んでいたことは伊藤博文等政  
府指導部内ではよく知られていたのではないかろうか。そうしたことがま  
ず背景にあって、有栖川宮左大臣の「台湾生蕃及沖縄弁理始末」編纂の  
内命へとつながっていくのではないかと考えられる。しかも、萩原には  
すでに琉球問題を含む「顯承述略 続」の著作があつたのである。<sup>[18]</sup>

ところで、萩原裕の門弟が作成した「萩原西疇先生文学著述概略」<sup>[19]</sup>に  
「台湾生蕃及沖縄弁理始末」の編纂について、「十七年十二月、先生更  
ニ議官井上毅、書記官小牧昌業並ニ台灣生蕃沖縄弁理始末編纂委員ノ命  
アリ。然レトモ井上毅ハ別ニ主任ノ事アリ、小牧昌業ハ久シカラスンテ  
他ニ転シ、先生独其任ニ当レリ。十九年七月、先生独力ヲ以テ此ノ編ヲ  
終ヘ、命ケテ台灣琉球始末ト曰フ。七冊六条トナス。之ヲ宮内省ニ上レ  
リ」とある。これによれば、そもそも「台灣生蕃及沖縄弁理始末」の編  
纂は萩原だけでなく、参事院議官井上毅と太政官第二局の大書記官小牧  
昌業にも内命があった。しかし、井上は他に制度取調局御用掛を兼務  
し、小牧も暫らくして他に転じたため、結局、萩原が単独でこの編纂に  
当たらねばならなかつたというのである。

井上は、明治十六年三条実美から「大政紀要」の修訂を命ぜられた際  
にも、「昨日条公より大政紀要之修成を私へ被仰付旨沙汰有之候（中略）  
歴史編纂之事業は一之建築にて、中々官勿忙之余暇に出来事には無  
之、其辺は明公必御諒知有之事と存候。然し岩公之精神より起候事業、  
小生は敬而御受申度候へとも何分参事院と兼務は成兼候。若又議を帶て

兩年間も編纂に従事すべしとの事も、参事院議官を一之名誉官となすに  
相当り不可然歟に奉存候。」<sup>[20]</sup>と伊藤參議に書き送り、歴史の編纂は公務  
繁忙の余暇にできるものではないことと、参事院議官の職務を疎かに出  
来ないことを理由に、これを辞退したのであった。

だが、井上毅は明治十七年八月二十七日以来、伊藤宮内卿の下に宮内  
省図書寮が設置せられるや図書頭に任じ、明治二十一年二月七日法制局  
長官に転するまでこれを兼務しており、宮内省臨時編纂掛をその指揮監  
督下に置いた。したがつて井上は、萩原の直接の上司として「台灣生蕃  
及沖縄弁理始末」の編纂の史料蒐集に積極的に協力していく立場にあつ  
ただけではなく、かつて台湾征討事件の解決交渉に当たった大久保利通  
全権弁理大臣の随員として日清交渉に参加しており、この事件の当事者  
のひとりでもあつたのである。そしてこの宮内省臨時編纂掛の執務場所  
については、明治十九年十月十日萩原裕が皇居警察所へ「從前内閣会計  
局恩給課隣室借用候処、都合ニ付宮内省図書寮支室中ニ移候ニ付、向後  
取締之儀及御依頼候也」と述べて、その警備取締を依頼している。つま  
り、宮内省臨時編纂掛は、発足当初、内閣会計局恩給課の隣室を間借り  
して仕事をしていたことと、この十月十日に宮内省図書寮支室に移転し  
たことがわかるのである。しか�数日後の同月十四日、萩原臨時編纂掛  
は、新たに移転した図書寮支室について「硝子戸入口締之儀、外向より  
銃前無之」<sup>[21]</sup>警察方より度々申出候儀も有之と、宮内省内事課へ編纂室  
の修繕を要請をしているところをみると、臨時の編纂場所として余り  
恵まれた部屋ではなかつたらしい。しかし、萩原はその待遇とは逆に、  
これらの編纂に積極果敢に取り組んでいった。

## 二 「台灣琉球始末」「朝鮮始末」の編纂経緯と

### 宮内省臨時編纂掛移管後の幕末外交文書集の編纂

次に、この「台灣生蕃及沖繩弁理始末」の編纂の沿革を、太政官第一局の頃に遡って少し具体的にみていくことにしたい。

すでに萩原は第一局当時、太政官編纂委員の肩書きで明治十八年二月二十四日、大蔵省記録局に調査のため局員太田弘直派遣の旨を通知し、また同年六月八日宮内省華族局に「旧琉球藩吏之姓名ヲ承知致度候ニ付而者御局より華族尚泰江右取調方之義御依頼被下候様」と、伊江王子以下三十余名の旧琉球藩首脳を列挙して、その姓名を照会し、同十日には回答を得ている。そして同月二十六日には、内務省往復課長後藤敬臣に宛て、「今般當局於テ琉球事件取調之儀有之候ニ付、御省御藏書琉球处分上中下三冊、琉球处分提綱壱冊借覧致度、因テ別紙借用証差出候間、御貸渡有之候様御取計有之度」と要請し、「台灣生蕃及沖繩弁理始末」編纂の関連記録の借覧に乗り出した。内務省所蔵の「琉球处分」三冊と「琉球处分提綱」一冊の借用は、これより先、二月二十七日にも萩原は谷森真男大書記官より借用しており、これは二度目の借用であった。<sup>(23)</sup> そして同年十月に萩原は、大蔵省に照会し「旧蕃地事務局經費上ニ付、不分明之廉有之差支候ニ付而者、御課員海野小枝儀、該事務取扱候者之由ニ付、御課御用隙ヲ見計一兩日右取調方助力之儀依頼致度」と、旧蕃地事務局の経費に不明な点があるとして、当時の係官海野小枝の協力方を要請し、同月九日には熊野九郎大蔵省少書記官の了承をとりつけ、さらに会計検査院記録掛にも照会したが、「勘定帳仕訳書」は「院中書類悉皆取調候得共、何分見當不申」という会計検査院の回答で、その照会に見るべきものがなかつた。<sup>(24)</sup>

したがつて同十月二十八日、第一局掛參議より松方正義大蔵卿宛てに

「今般台灣征討事件編纂ニ付、右經費内訳為取調候処、蕃地事務本局且勘定之部書類一切見當不申、差掛け編纂差支候間、右書類御取調相度」ことを強く依頼した。そして、翌日、第一局主任起案の「大蔵書記官へ照会按」では「勘定之部ニ至書類不見当趣ニ候得共、右書類無之而ハ目下編纂ニ差支候ノミナラス、功ヲ一賓ニ欠候間、右書類早々御取調相成候様致度」と、蕃地事務局のきちんとした会計書類がなければ、編纂に一大支障を来すことを重ねて強調したのであった。

萩原はこの編纂に当たって、内務省や大蔵省のみならず、この十月伊藤博文宮内卿の名義で外務卿井上馨へも「今般宍戸公使清國弁理之件ニ付、取調為致候事有之、右書類入用ニ候間、暫時御貸渡有之度」と、琉球处分問題の外交記録の借用方を要請した。そして翌十一月五日井上外務卿は、「宍戸公使琉案弁理之件ニ付、御取調之義有之、書類御借覧相成度旨致承知候。即明治十三、十四両年分右件ニ係ル在清公使館來信写壱冊差出候。右ハ外交機密ニ属候義ニ付、宜敷御注意有之度」と、機密記録の取扱方を注意のうえ在清日本国公使館の来信綴り写一冊を太政官第一局に提供したのであった。そしてこの機密書類が外務省に返却されたのは、編纂の終了した明治十九年七月のことであった。

とまれ、こうして明治十七年暮に内命のあつた「台灣生蕃及沖繩弁理始末」の編纂は、翌十八年末には相当進捗していたものとおもわれ、十一年十一月十二日第一局起案の「大蔵省書記官へ照会案」では、「旧蕃地事務局会計書類不足分之取調」について再度督促し、「目下、編纂事務殆ト整頓ニ向ヒ甚々差支候ニ付、否ヤ至急御回示相成度、此段再応及御照会候也」と述べているから、明治十八年末近くになって編纂も終了段階にあつたことがわかる。なお、ここで数度に亘つて督促している旧蕃地事務局の会計書類は、「台灣琉球始末 附記 卷八止」に「八年七月二十四日。大蔵卿大限重信五表ヲ上リテ会計ノ清完ヲ稟報ス。茲ニ其

第一表ヲ掲出ス」として掲載している「旧蕃地事務局会計表 十五」を指すものとおもわれる。

前述のようすに萩原は右の会計書類を欠けば本書編纂の「功ヲ一簣ニ欠」<sup>(28)</sup>と述べているだけでなく、この「台湾琉球始末 附記」の冒頭において「恭ク惟フニ。古ヨリ費用ノ浩繁ナルハ征戰ヲ最トス。征番ノ役。初メ予定スル所ハ五十万円金。而シテ終ニ一千余万円ヲ費スニ及ヘリ。

謹テ爰ニ征番費用ヲ精覈シ。区分シテ諸表ヲ造り。以テ後攷ニ備フ」と述べている。つまり、征台の役の軍事費が当初五十万円の見積もりに反し、如何にして一千余万円の巨額に膨らんだかを力説した。そして卷一の「台湾征撫」の「発凡五則」においても「本編ノ外。別ニ附記ヲ設ケ。番地事務局陸海軍都督府及軍器購買等ノ諸費ヲ精覈シ。類ヲ分チ部ヲ殊ニシ。各々計表ヲ作り。以テ後日ノ検討ニ備フ」とあり、後年、政戦両略の機微に資すべきことを説いているようにおもわれる。本書編纂に当たつて萩原が、なぜ蕃地事務局の会計書類に固執していたかが窺われるであろう。

萩原が本書に正式に「台湾琉球始末」の書名を冠し、七冊本に整頓し宮内省に上進したのは、明治十九年七月二十日のことであつた。

### 台湾琉球始末

#### 全七冊

右明治十七年十二月十二日編纂奉命、右編纂中十八年十二月二十二日廃官。<sup>(29)</sup>同十九年一月二十日宮内省於而編纂繼續、同年七月上進。満二十ヶ月<sup>(30)</sup>

しかし、この「台湾琉球始末」の編纂にも疑問がないわけではない。現在、国立公文書館に架蔵される「台湾琉球始末」は卷一を欠き、残り七巻が存在する。<sup>(31)</sup>ということは全部で八冊あることになる。しかし、右の萩原の記述に「全七冊」とあるだけでなく、前述の「萩原西疇先生文學著述概略」にも「台湾琉球始末（中略）七冊六条トナス」とみえるの

で、正式に宮内省に上進した際は七冊本であったと推定される。これは国立公文書館本の第七巻の巻末に「台湾琉球始末 卷七止」とあることによつても、当初七冊本であつたことが首肯できる。そしてこの台湾琉球始末は、国学院大学図書館所蔵の「梧陰文庫」にも卷一より卷七まで七冊存在する。<sup>(32)</sup>したがつて、国公立文書館本と梧陰文庫本を総合すれば、同書全体の内容構成が明瞭となる。

すなわち、卷一は「台番征撫」、卷二と卷三是「公使遣清」、卷四是「大使弁理」、卷五は「沖縄沿革」、卷六と卷七は「琉案弁理」、卷八は「附記」と、八冊六項目から成る紀事本末体の編成であることがわかる。つまり、当初萩原は「台湾琉球始末」の卷一より卷七まで七冊上進したが、前述の事情もあつて征台の役の会計書類の編纂に手間取り、卷八「附記」のみは、後日に整頓したものと考えられる。事実、梧陰文庫本の卷一から卷七までは、全て広闊な宮内省十行青野紙を用い、装訂も「外交通紀稿本」と同じ流麗な装訂であるだけなく、本文の淨書も加筆訂正がまったく見当らず、同書は宮内省に上呈した「台湾琉球始末」の正本と考えられる。そして本書と国立公文書館本とを比較すれば、国立公文書館本の卷一から卷七までの六冊は所々に添削を加えているだけではなく、文章の表現を変え他へ移動している個所もあつて、明かに草稿本である。ただし、同館所蔵の「卷八」の一冊のみは梧陰文庫本と同一装訂の淨写本であり、これは梧陰文庫本七冊に続く正本の一部であると推定される。

この「台湾琉球始末」の編纂は、満二十カ月で編纂を完了したのであつた。萩原のこの編纂に第一局以来協力し、宮内省臨時編纂所に移管後も、編纂の下調べなどに当たつたのが高塚交敬・藤田景行・平尾信徳ら三人で、繕写は藤崎経太郎であつた。<sup>(33)</sup>

一方、この間、幕末外交文書集およびその通史編の編纂は、どのように

な状況にあつたのであらうか。宮内省臨時編纂所移管後、幕末外交文書編纂の進行経過をよく示す書類は現在のところ見当らない。

しかし、萩原は任務上、前述の「台湾琉球始末」の編纂に精力を傾けざるを得なかつたとはいえ、決して「外交紀事本末」や「外交紀事本末底本」の継続編纂を忘れていたわけではなかつた。宮内省臨時編纂掛は、明治十八年第一局当時借用した旧佐倉藩主堀田正倫伯爵家の諸記録を継続借用したい旨を要請したに違いない。堀田正倫は、翌年一月二十六日付臨時編纂掛宛て書翰において「御紙面拝見仕候。陳者先般私所蔵之書類奉貸上候處、今般宮内省中ニ於テ御編纂御継続相成候ニ付、以来右書類者同省江貸上候義ト相心得可申旨御案内之趣敬承仕候。此段御請申上度」<sup>(35)</sup>と、引き続き同家「家記」の宮内省への貸し出しを了承している。そして冒頭で触れた旧第一局支室より内閣記録局へ一旦引き継いだ際の「受領書」の目録に、この「堀田正倫家記」も記載されており、おそらく同リストに掲載の「小笠原長行家記」「水野忠弘家記」「松前修廣家記」など、他の旧大名家の諸記録に対しても同様の措置が取られたに違いない。これらは、何れも旧幕府老中の職務に係わる第一級の外交史料である。

しかも萩原は、たんに從来借用した記録の継続借用方の措置を取つただけでなく、この間、図書頭井上毅の権威を大いに活用して、新たな史料の蒐集をも企図していたのである。それは後年、文部省維新史料編纂事務局でさえ、容易に借用することが困難であった「井伊家史料」の借用に、萩原はこの早い時期に成功を収めているからである。

当省ニ於テ外交事件内密取調候ニ付、貴家安政度以来外交ニ関スル秘記之分一切借覧致度、此段及御掛合候也。

追而御承諾之上ハ借用証可差出候間、目録書御差出相成度候也。

明治二十一年二月

宮内省図書頭従四位 井上 毅  
従四位伯爵 井伊 直憲殿<sup>(36)</sup>

この後、彦根井伊家は井上図書頭の「外交事件内密取調」の求めに応じ、直ちに「安政度以来外交ニ関スル秘記之分一切」を宮内省に差し出したわけではなかつたが、この年七月九日に至り井伊直憲は、漸く「井伊直弼公用方秘録」「秘書集録」などを内閣臨時編纂掛の萩原に提供したのであつた。<sup>(37)</sup>時すでに、宮内省臨時編纂掛の事務は、宮内省より再び内閣に移管されていたのであつた。ともあれ、これらの井伊家史料は安政年間の幕末外交文書編纂に必要不可欠であり、萩原の幕末外交文書集の編纂に大いに役立つこととなつた。

萩原は「台湾琉球始末」のみならず、幕末外交文書集の編纂も同時に推進していたことが知られよう。しかし、こうして漸く「台湾琉球始末」の編纂を終えた萩原は、その後、右の幕末外交文書集に全力を傾注する暇なく、再び新たな編纂を命ぜられたのであつた。

「台湾琉球始末」上進直後の明治十九年七月二十三日、図書頭井上毅は、次のように曾根荒助内閣記録局長に「朝鮮事件」関係書類の借用を要請した。

今般朝鮮事件ニ付取調為致度儀有之候条、右ニ関係候一切之書類御貸渡有之度、此段及御掛合候也。

明治十九年七月二十三日

図書頭 井上 毅

内閣記録局長 曽根 荒助殿<sup>(38)</sup>

こうして宮内省臨時編纂掛が内閣記録局より借用したのが、太政類典の公文別録「朝鮮事件」「朝鮮始末」統録自明治九年六月至同年四月「明治朝鮮江華島砲撃始末」「十五年朝鮮事変始末」「十七年朝鮮事変始末」など十六冊四種の資料であつた。そして同七月、宮内大臣の「外務大臣へ掛け合

案」を萩原が起案しているが、それには「今般朝鮮事件ニ付取調為致候事有之、右書類入用ニ付、暫時御貸渡有之度」とある。宮内省臨時編纂掛はこうして外務省よりも多くの関係記録を借用していくことになる。<sup>(40)</sup>翌々九月十七日萩原は、外務省の記録局長近藤真鋤より「平山図書頭<sup>(古賀筑後守)</sup>八年黒田弁理大臣使鮮始末」「明治十四年竹島考證」「十五年朝鮮事変弁理始末」も借り出している。<sup>(41)</sup>

このような史料蒐集の経過をみると、萩原に「朝鮮始末」編纂の正式な内命が下った日付は定かでないが、七月二十日後間もなくであったようと考えられる。そして萩原はこの年九月中に「朝鮮始末」の起草に着手したのであった。<sup>(42)</sup>

ところで、宮内省はこの「朝鮮始末」の編纂に当たり、外務省から多くの機密記録を借用する際、どのようにこの編纂の理由を説明していたのであらうか。この問題は萩原の一連の編纂事務の性格を語るようにおわれる。

明治二十年五月

図書頭<sup>(井上)</sup>

外務次官へ御掛合案

臨時編纂掛<sup>(萩原)</sup>

朝鮮事件宮内總理大臣手元ニ於テ編纂取調ニ付、兼而及御照会遂々書類借用候處、明治十五年竹添弁理公使一件より十八年天津談判迄之赴任以来十八年迄之書類御省御保存之分悉皆更ニ借用致度、此段及御依頼候也。

明治二十年五月

外務次官  
青木

周造殿<sup>(43)</sup>

図書頭 井上 毅

右の文書は草案で所々添削しているが、そこには明確に「朝鮮事件總理大臣手元ニ於テ編纂取調」と述べている。若干表現を「宮内大臣」とすべきか迷った様子が伺えないこともないが、何れにせよ宮内大臣は伊藤博文總理大臣の兼任であり、この編纂は總理大臣の直轄下において進めているものと解釈できる。そしてこの年十二月九日宮内省臨時編纂掛萩原裕は、図書頭井上毅の名義で外務大臣代理青木周成次官宛ての「特別機密書借用照会案」を起案したが、そこには「朝鮮義州貿易統約之件并十七年冬京城之變ニ付、竹添公使談判往復之分、右特別機密書類ハ當箇編纂掛ニ於而秘密編纂ニ係リ入用ニ候條御貸渡有之度、此段更ニ御依頼候也<sup>(44)</sup>」とあって、当初起案の「當省編纂掛」の「省」の文字は削除され、「當編纂掛」と修正されている。つまり、この「朝鮮始末」の編纂事務も宮内省に席を設けているものの、それは政治の圏外に置くための方便で、実際は總理大臣の直轄のもとでの機密編纂事業であつたと考えられる。

なお、この時外務省に借用を要請した「現記録」は、「義州貿易約文和漢文各一通朝鮮事変書類二冊合四冊」で、岡兵一が直接編纂掛に持参したのであった。そして井上図書頭は同十二月十三日付図第二一七号で青木外務次官に外交書類の借用證を送付したが、これもやはり萩原が起案しており、その草案中の一節「秘密編纂ニ付、御配慮相成候儀ハ必無之候」の一文は削除されている。おそらくこれは井上毅が手を加えたものであろう。こうして矢継ぎ早の編纂に追われ、未だ「朝鮮始末」の編纂も途中であったが、この編纂事務は再度内閣に移転することとなつた。次にこの事業の内閣臨時編纂所への移管と、その後、さらに外務省へ移転する経緯、そして再度内閣において続行された萩原の幕末外交文書集とは、一体どのようなものであったか等についてみていくこととする。

### 三 萩原編纂事務の内閣・外務省などへの 変遷と幕末外交文書集の編纂

明治二十一年六月十四日

内閣臨時編纂掛 萩原 裕

外務省

堀江 弘貞<sup>49)</sup>

明治二十一年四月九日、萩原裕は「臨時編纂事務」の内閣移管の命に接した。<sup>47)</sup>すでに伊藤博文はこれより先、明治二十一年九月十六日兼任の宮内大臣のポストを土方久元に譲り、それと同時に翌年二月一日大隈重信と交替するまで外務大臣を兼撰したが、この年四月三十日内閣総理大臣の職を黒田清隆農商務大臣に引継いで、新設の枢密院議長に就任してもっぱら帝国憲法草案の審議に力を傾げることとなった。そして続いて井上毅も同二十一年二月因書頭より内閣法制局長に任じ、さらに四月三十日伊藤の右腕として枢密院書記官長を兼任した。こうした事情もあって、萩原の編纂事務が宮内省より再度内閣に移管されたものとおもわれ、この組織を正式に「内閣臨時編纂掛」と称した。

ちなみに、この「内閣臨時編纂掛」の内閣における順位は、翌二十二年一月の内閣会計局の通牒廻達順の例をみると、内閣書記官室・秘書官室・賞勲局・法制局・記録局・官報局・統計局・臨時編纂掛・文官試験局の順となっていて。ともかく、四月中は移転の作業で混乱したとおもわれるが、翌五月九日にはかなり整備も済んだものとみえ、萩原は「当所非常持退本箱五個増加致候間、甲号目標三枚、乙号一枚御糊付相成度」<sup>48)</sup>と非常持ち出しの増加を内閣取締掛に申請しており、「朝鮮始末」や幕末外交文書集など苦心の編纂物の増加が窺われる。

事実、内閣臨時編纂掛萩原裕は、翌六月十四日外務省記録局の堀江弘貞に次のように照会したのであった。

兼而御依頼申置候朝鮮事件ニ就、明治元年十一月中宗家より該国へ差送候ニ通之書翰前後文御取調ニ付、該家へ御問合之趣如何回答有之候哉。此方清書ニ差掛り差支候間此段及御依頼候也。

右の文書によつて、明治二十一年六月中旬には「朝鮮始末」の編纂も、最初の方の巻は「清書」に取り掛かるとしている様子が判然とする。この時外務省に照会した宗家の書翰とは、「善隣始末」巻一に収録する慶応四年九月付の朝鮮國礼曹參判公閣下あて「左近衛少將對馬守朝臣義達」の書翰であるとおもわれる。<sup>50)</sup>なお、「朝鮮始末」は後に整頓の際、「善隣始末」と書名された。

そして萩原もこの頃には相当に疲労し、そのため彼は心身の気分一新を思い立つたのかも知れない。彼は翌七月十日に陸前越後地方を三十日間旅行する旨を内閣法制局長井上毅と内閣書記官長小牧昌業の双方に届けている。

こうして同年十二月中に萩原は「朝鮮始末」七冊までを謄写し整頓することができた。<sup>51)</sup>この間も、萩原は一方において幕末外交文書集「外交紀事本末底本」の編纂にも取り組んでいたのである。だが、萩原は同二十二年十二月二十二日非職満期を言いわたされた。しかし、彼の編纂がまだ完了していなかつたためか、即日内閣雇を命ぜられた。そして翌明治二十二年一月二十九日には、またもや萩原は内閣雇より外務省雇に転じ、外務省記録局詰となつた。

明治二十二年一月二十八日、外務次官青木周蔵は内閣書記官長小牧昌業に内閣雇の萩原裕を外務省に採用したい旨を照会し、小牧はこれを了承した。翌二十九日萩原は外務省に午前十時に出頭し、ただちに同省記録局詰を命ぜられたのである。

そして翌二月二日、「外交通紀一二帙外交文書類編纂材料凡九箱但一本立

臨時編纂局ヨリ納付、直ニ外務省記録局へ貸与ス」のこととなつた。つまり、内閣臨時編纂所の所有する外交史関係の書類や編纂物など九箱はいったん内閣記録局に收められ、それよりすぐさま外務省記録局に貸し出されたのである。さらに二月五日内閣臨時編纂所は閉鎖となり、「臨時編纂局事務終結ニ付元太政官外務部書類總計六十三冊二袋二十二括ニ付書類」(53)軸一封目録添て内閣記録局に引き継がれることとなつた。そしてこの年五月十七日内閣記録局は官報局に照会し、「今般臨時編纂所事務終結ニ付書類當局へ引継候内、別記ノ新聞一括有之候処、當局ニテハ不要ニ付、貴局ニ於テ御入用ニ候ハム御回付可申」と述べ、「東京タイムス」「香港テレグラフ」「ヘラルド」「ウキー・キリーメール」「カセット」「香港輿論門報」などの提供方を申し出たが、翌日官報局翻訳課は「東京タイムス外五部横文新聞の儀、右ハ別段當課に於て必要も無之候」と回答している。

ところで、二月二日内閣記録局より外務省記録局に貸し出された際の「外交書類編纂材料」の目録や関係書類が残存する。この附属目録によつて、萩原が宮内省臨時編纂所時代から内閣臨時編纂所の終結までの間に、「台灣琉球始末」「朝鮮始末」の編纂と並行して、どの程度幕末外交文書集を編纂していたのかを具体的に知ることができる。以下、それを見ることにしたい。

目 錄	内閣記録局 御中
外交通紀稿本	二十四冊 但十二冊 二十五冊
米国通好	欠乏品支給
露國通好	漂民救恤
附柯太定界	十五冊
附和蘭改約	冊數未定切裂
各國締約	五冊
附米國遣使	十四冊
開港	二十五冊
貿易沿革	六冊
附歐州遣使	二十冊
開鎖論議	冊數未定切裂
對馬滯艦	四冊
外人殺傷	十三冊
下関賠償	三冊
條約改定	冊數未定切裂
沿海警備	三十冊
雜 編	冊數未定切裂
合計二百十五冊	三百二十六冊 <small>(55)</small>
二十一冊不足	外ニ民間各家ヨリ借入書類百十一冊
通計三百二十六冊	三冊不足
十二冊不足	通紀底本
すなわち、萩原の太政官第一局當時編纂した「外交通紀稿本」「外交通紀稿本」、「外 交通紀稿本」など合計四十九冊を除き、宮内省から内閣臨時編纂掛の僅に	通紀底本

三年有余の期間に百六十冊余の幕末外交文書集を編纂していたことが知られる。しかもこの編纂は新規の「台灣琉球始末」や「朝鮮始末」の編纂の間隙を縫つての仕事であった。ここにみえる「米国通好」「露国通好」は「柯太定界」などは「外交始末底本」の一部で、「露国通好」は後に「露国訂約」と改名された。さらに「公使延見」から「沿海警備」までは「外交紀事本末底本」である。

そして興味深いことは、宮内省へ移管当時存在した「外交通紀稿本」の「副本」などが、ここにまったく記載されていないことである。すでに右の「副本」は、解体されて、「外交始末底本」の編纂材料として用いられたからであると考えられる。また、この目録の上部に「：冊不足」と註記あるのは、編者萩原が一度編纂したものを後に合纂したり、削除したりしたため当初の冊数と符合しなくなつたものである。後年外務省から返還後、この点につき内閣記録局庶務掛がチエックし、その相違の冊数をメモしたもののが上部に記した「：冊不足」の註記である。そこで同掛はこの旨を照会したものとおもわれ、萩原は同掛宛てに「過日御引継押借書類ニ付、目録ト不引合之趣、江尻龍雄出頭之節御談有之旨委細押承致候。右者押借以来編纂之都合ニ付綴損候者多く、依而自然過不及之出来候理由ニ有之候。右御了解有之度」と、その理由を説明している。

こうして萩原の外務省への移動と同時に、彼の編纂した幕末外交文書集や蒐集史料も同省記録局に貸し出され、そこでさらに多くの幕末外交文書集が継続編纂していくのである。

萩原にとり懸案であった「朝鮮始末」の編纂は、外務省に移転して記録借用の手間も省け、殊更便利であつたに相違ない。この年五月十一日、萩原は「朝鮮始末」の編纂を終え、本書に正式に「善隣始末」と命名して内閣に上呈したのであつた。同五月二十四日、内閣書記官長小牧

昌業と内閣書記官らは「去十七年十二月以来元太政官第一局勤務太政官御用掛萩原裕台湾琉球始末編纂ヲ命セラレ、官制改革後更ニ臨時編纂所ヲ置キ継続編纂シ、次テ朝鮮始末編纂ニ從事シ今般編纂脱稿セリ。然ルニ萩原裕始右編纂ニ從事ノ者敦レモ格別勉励能ク其業ヲ卒ヘタル儀ニ付、此際特ニ手當金下賜相成度、尤高塚交敬・平尾信徳ノ二名ハ前年死亡ニ付除之、左ノ通内閣経費中ヨリ下賜相成可然哉」と黒田清隆内閣総理大臣に上申した。翌六月十日、内閣は萩原らの編纂の功績を賞して慰労金を下賜したのであつた。

明治十九年九月起草に着手して以来、「善隣始末」編纂に要した歳月は二十七ヵ月であった。萩原に協力し、「善隣始末」編纂の下調べに当たつたのが岸本昌熾であり、繕写は「台灣琉球始末」と同じく藤崎経太郎であった。岸本は萩原の門弟のようで、編纂終了後免職となり、明治三十年には文科大学に勤務している。また、藤崎はこの後、法制局雇となつた。そして「台灣琉球始末」の編纂以来、萩原に協力した高塚交敬・藤田景行・平尾信徳・岸本昌熾・藤崎経太郎らは、いざれもかつて太政官第一局勤務があつた。

明治二十四年六月十六日、内閣記録局は「内閣書記官室ヨリ善隣始末副本十一冊、法制度ヨリ朝鮮事變ニ関スル秘密印刷書千百六十四冊ヲ継続<sup>55</sup>」した。してみると「善隣始末」も「正本」と「副本」が作成されており、その「副本」が内閣書記官室に保管され、その後内閣記録局の所管に移されたことが判る。「萩原裕特旨ヲ以テ位記ヲ賜フノ件」の関係書類の末尾に付箋として「台灣琉球始末ハ井上毅氏ノ家ニ在リ」「朝鮮始末ハ外務省ニ在リ」と記している。前者の「台灣琉球始末」はその通り「梧陰文庫」にあるが、いまひとつ後者の「善隣始末」の正本・副本は、ともに見当らず、僅かに外務省外交史料館に「善隣始末」の卷四五、六、七、八、九の六冊の草稿と残闕ともいうべき断片を残すのみで

ある。

昭和二十七年九月「正統通信全覽及び公文目録」を基礎に記録の照合を進めた外務省文書課記録班は、「善隣始末」副本全十一冊欠。善隣始末附録全一冊欠と記しており、戦後間もない時期の調査ではすでに欠本になっていることが判る。それでも興味深いことに「善隣始末」の「副本」が外務省にも存在したことと、「善隣始末」にも本冊の他に「附録」が備わり、全部で十二冊であったことなどが判明する。なお、この「善隣始末 原稿卷一」とその断片の草稿若干が東京大学史料編纂所にも所蔵されている。これは明治期に外務省が幕末外交文書の編纂を東京帝国大学文科大学史料編纂掛に引き継いだ際、一緒に移管された記録の一部である。<sup>(6)</sup>

次に外務省記録局における萩原の幕末外交文書集の編纂に視点を戻したい。彼が「善隣始末」完成後、いかにこの太政官外務部以来の懸案に取り組もうとしていたかを見ていくこととする。

すでに萩原は太政官第一局当時、「外交通紀稿本」編纂の必要からしばしば外務省記録局と交渉をもち、同局の中邨治之・依田盛克・坂田諸遠などとは殊に親密であった。ちなみに明治十七年十月六日坂田諸遠は、萩原に宛て「過日太田弘直殿より御談有之候村垣日記安政三年正月より同四已年迄十三冊正ニ御使へ相渡候。尤御差越被成候御證書確收、御用済相成候ハム御返却被下且其後向々御取集之私記御手ニ入候趣ニ伝承、何卒御用明之分も有之候ハム御借渡之儀具々奉願候」と述べている。<sup>(7)</sup>つまり、坂田は萩原の「村垣範正公務日記」の借用の依頼に応じながら、一方萩原が方々より蒐集している私記類の史料に大きな関心を寄せ、その借用方を要請しているのである。坂田諸遠も『正統通信全覽』の編纂に必死であり、むろん当然のことであった。

次の書翰によつて、萩原は「外交始末」を大隈重信の閲覧に供し、そ

の返却を求めたことが知られる。

拝読仕候。陳ハ外交始末御修正ニ付、一先返戻可致旨御書意拝承仕候。當方より為持遣ハシ可申、此段拝答而已。

十一月十六日

大隈 重信

執事

早々不宣

編纂御用掛  
萩原 裕殿<sup>(63)</sup>

右の書翰は何年のものか不明である。しかし、萩原が外務省に転属したのは明治二十二年一月のことで、大隈が外務大臣を辞任するのが同年の十二月二十四日であるから、この書翰は明治二十二年十一月十六日のものと推定される。谷中靈園にある萩原の碑の撰文は門弟の第五高教授内田周平（浜松県士族）の起草に成るが、その一節に「上書外務大臣大隈公重信、請続成外交史。公許之、命居家從事。是書、自嘉永六年起至明治初止。其已脱稿者、共二十五卷。殆将卒業、而獲疾以歿。実三十一年二月十九日也。享年七十」（句読占筆者）とある。すなわち、萩原は大隈外務大臣に「外交始末」を呈しただけでなく、意見書を上申して幕末外交史編纂の必要を説いてその許可を得て、自宅において編纂の進捗をはかったというのである。しかし、このとき萩原がその建言において、どのような外交文書編纂の抱負を披露したか、「外務省記録」にも『大隈文書目録』（早稲田大学大隈研究室編、昭和二十七年十月同大学図書館発行）にもそれに該当する建議は見当らない。精力的に条約改正事業に取り組んでいた大隈外相は、萩原の「外交始末」にも強い関心を寄せたと思われるが、十月十八日大隈の条約改正案に反対する暴漢に襲われ、重傷を負い当时病床にあつた。

だが、萩原は大限の庇護もあって、「善隣始末」編纂後、外務省記録局と自宅の双方においてこの幕末外交文書集とその通史編の編纂に全力を注いだに違いない。現在、東京大学史料編纂所に架蔵される「外交始末底本」「外交紀事本末底本」などの幕末外交文書集の過半は、外務省の使用済み赤野紙（八行・十行・十三行・記録目録野紙など数種類あり）を裏返しに折り、それに太政官で謄写した「史料切裂」材料を貼付して編纂しているからである。外務省における編纂のおよその数量については後述する。そして大隈外相の特別な許可の下に編纂した外交史とは、現在外務省外交史料館に架蔵される「外交本末編」ではないかと考えられる。「外交本末」は、いわば「外交始末底本」と「外交紀事本末底本」の通史編に該当し、「開港 附米國遣使」「開鎖論議」「攘除外限」「露國約訂」「対馬滯艦」「伎術伝習」などの項目が叙述され、和綴本にきちんと整頓されていないものの、全て外務省十三行赤野紙に淨書され、添削などを一切加えていない。おそらく萩原は史料編と通史編の双方の完成を期していたに違いない。

ところが、山県有朋内閣は明治二十三年三月二十七日、各省官制通則の全面的改正を行つた。かくて六月二十八日外務省官制の改正が公布され、萩原の所属した外務省の記録局は廃止されて規模を縮小し、総務局内の一課である記録課に改編されてしまった。

こうした影響も少なくなかつたであろう。萩原が外務省を解雇されたのは、この年十一月二十八日のことであった。そして編者を失った萩原編纂の幕末外交文書集は、翌十二月「十一日 昨年中外務省へ貸与セシ 外交書類編纂材料入本箱九個共返還アリ」<sup>(64)</sup>と、外務省より内閣記録局に返却されたのであった。内閣記録局は翌二十四年二月九日至り「民間ヨリ借入ノ分百十一冊ハ担当人萩原裕ヘ交付シ所有者へ還付セジ」<sup>(65)</sup> めることとした。同日萩原は書翰を以て、この民間から借用した史料を内閣

記録局に「暫時御預置被下候様」に懇願したが、同記録局書籍掛は「民間借入書類ハ旧編纂局廢止ノ際、一時本局へ預リノ上外務省へ貸付候モノニテ、初ヨリ本局へ引継ベキモノニ無之、依而御申越通り其儘悉皆御引渡申候」と、これを断つた。やむなく萩原は、即日この史料を受理しているが、それは「向山黄村 二冊」「寺沢正明 一冊」「合原櫟堂 四冊」「伊佐岑満 三冊一綴」「岡本隆徳 八冊」「脇屋某 一括」「江川英龍 三冊」「新見旗山 十四冊」「鈴木三左衛門 五冊」「佐々木源次 二冊」「日高為善 二冊」「小野友五郎 一括」「日下部成章 六冊」「葦名盛正 十四冊」「伊藤久一 七冊」「大久保一翁 六冊」「雨夜の友 十冊」「井伊家より「公用方秘録 七冊」同「秘書集録 三冊」「菊池隆吉 十六冊」「滝村小太郎 八冊。十四枚。三通。二括。外ニ本箱一本、書類百五十一冊入」など、その合計「百十一冊」は「行李」の分量でしかなかつた。このように分量が少なかつたのは、すでに萩原自身、明治二十二年から翌年にかけて、元外國奉行菊池隆吉や元奥右筆瀧村小太郎、それに伊藤久一等よりの借用書類を返却済みだったからである。しかし、これらの書類は、萩原が永く手元に留めただけあつて、何れも良質な史料であるが、現在、高麗環より借用した「雨夜の友」など、いくつかの史料は所在不明である。

だが、右の返還で萩原の幕末外交文書集の編纂は終焉を迎えたわけではなかつた。明治二十五年萩原は、三たび内閣に仕えることとなつたのである。同年八月八日第二次伊藤博文内閣が成立するが、これより先七月二十八日、萩原は内閣書記官室と内閣記録局兼務を命ぜられたのである。このときの萩原の内閣雇の事情や理由は定かでない。しかし、ここで再び萩原は幕末外交文書集編纂の情熱を燃え立たせ、翌二十六年十一月十日に解雇されるまで、最後の執念にも似た努力を傾けていくこととなつた。そして内閣野紙はもちろんのこと、内閣記録局野紙や公文類

聚目録の裏などを利用して編纂された「外交紀事本末底本」こそが、萩原の最後の編纂物ではなかつたかと考えられる。量的に多くはないが、こうした野紙を使用したものに「外交濫觴」などもある。萩原は、最後まで幕末外交史のあるべき姿を思考し、模索をつづけていたのかも知れない。こうした萩原の軌跡の具体的な一面についてもう少し触れておきたい。

明治二十五年十一月十一日内閣記録局編纂科の萩原は自ら外務省記録課への照会案を起案し、記第一二九号を以て「元貴省雇萩原裕編輯ニ係ル外交紀事本末底本書類、當局ニ於テ取調度儀有之候處悉皆借用致度、此段及御照会候也」と、外務省保管の「外交紀事本末」の悉皆借用方を依頼した。しかし、翌日外務省記録課が内閣記録局に提供した「外交紀事本末」は「別括拾六冊」のみであつた。まさか、かつての編者萩原自身がこの照会案を起案しているとは外務省の掛官も思わなかつたに違いない。そこで萩原は再び同十一月十五日、記第一三三号を以て外務省記録課に「過日借用致候外交紀事本末十六冊ノ外ニ萩原裕編纂ニ係ル書類御保存有之趣ニ候処、右ハ當局編纂上入用ニ付、悉皆御貸付有之度、此段及御照会候也」と、残りの「外交紀事本末」も全部借用したい旨を更に督促した。

こうして萩原は同月二十四日、外務省から「外交紀事本末」の残り「悉皆（五拾五冊）」を借用することができた。したがつて、このとき萩原が外務省記録課から借用した「外交紀事本末」は総計七十一冊である。ところで、明治二十二年一月萩原が内閣より外務省に転属した際、同省に貸し出された九箱二百十五冊の幕末外交文書集は、前述のように萩原の外務省解雇後の明治二十三年十二月十一日に、すでに内閣記録局に返還されていたから、このとき外務省から借用した「外交紀事本末」七十一冊とはいつたい何を指すのであろうか。

萩原の内閣記録局解雇直後、明治二十六年十一月十三日内閣記録局は借用の「外交紀事本末」を外務省に全部返却したが、それに対し同省記録課は送第二五八号で「客年十一月十二日及同月二十四日ノ両度ヲ以テ及御貸渡置候本省編纂ノ外交紀事本末底本計七拾壱冊、本日御返戻相成正ニ致接候」と回答している。右の七十一冊の「外交紀事本末底本」は「本省編纂」、つまり外務省において萩原が編纂した「外務省記録」の一部だったたのである。換言すれば、萩原は外務省記録局勤務の短い期間に「外交本末前編」の通史を執筆しただけでなく、その外に「外交紀事本末底本」七十一冊を編纂していたことが判明する。とすれば、この当時、萩原編纂の幕末外交文書集は、編纂時の所属官衙の事情も絡んで、内閣記録局と外務省記録課の双方に別れて分散して保管されていたことになるのである。

この萩原の編纂した幕末外交文書集の内閣記録局保管分が、後年、如何なる理由で外務省に移管されたのか詳しい事情は定かでない。しかし、明治三十年六月十一日内閣記録局より萩原の編纂物が一括して外務省に移管された。その総計は編纂物とその材料など三百六十八冊にのぼり、これは萩原が未だ存命中のことであった。

その全容をみると萩原が直接編纂したものとして、まず「外交通紀底本二十四冊」「外交通紀稿本二十四冊」「善隣始末副本十二冊」などがあげられる。前述の「善隣始末 副本」もこのとき外務省に移管されたのであった。そして次に「外交紀事本末 善隣始末 副本」、「外交紀事本末米國修好及沿海警備 自卷一至八 八冊」の通史編があげられる。ついで、大部な史料編として「外交紀事本末底本各國締約 四冊」「同 底本開港 三十三冊」「同 底本露國訂約 六冊」「同 底本露國訂約 八冊」「同 底本開港論議 二十冊」「同 底本柯太定界 十三冊」「同 底本下闕賃借 三冊」「同 底本歐州遣使 六冊」「同 底本貿易 二十冊」「同 底本技術伝習 三冊」

「同 底本対馬滯艦 四冊」「同 底本英國締約 三冊」「同 底本仏國締約 一冊」「同 底本和蘭改約 五冊」「同 底本米国遣使 六冊」「同 底本米國修好 二十二冊」「同 底本米國修好及露國訂約 三冊」「同 底本沿海警備 十一冊」「同 底本沿海警備 六冊」「同 底本外人殺傷 十三冊」「同 底本外使延覈 十四冊」などがあり、卷数は必ずしも順序よく編纂されたわけではなく、所々欠くところもあり、さらに表題の件名の違いにも分かりにくい面もあるが、以上二百四冊の「外交紀事本末底本」の編纂が終了していたのである。

そしてその他に「外交紀事本末底本」の多くの「未成本」があり、それらこそ「外交濫觴 四冊」「開港 十三冊」「蝦夷地開拓事件 四冊」「戎疫事類 一冊」「外船出入 一冊」「外人殺傷 一冊」「條約改定 一冊」「文久壬戌以来内国変更見聞書 一冊」「外艦北海出入 一冊」「明治戊辰載外交書 二冊」「沿海警備 三冊」「竹島始末初稿 一冊」「対馬滯艦 二冊」「各國締約 一冊」「開鎖論議 二冊」「草稿 一冊」「技術伝習 一冊」「攘外期限 一冊」「英人発墓 二冊」「貿易 三冊」「雑部 三冊」「開港貿易 一冊」などであり、この「未成本」も五十冊を数えたのであった。

加えて「外交紀事本末切裂書類」、すなわち外交紀事本末底本の「史料切裂材料」が「五括」もあって、相当の分量であったろうと推定される。さらにはこの時、「外交事類全誌」十九冊、「神奈川県外交事類」三冊、「英国外交類書抄訳」九冊、「西使統記」三冊、「平山図書頭古賀筑後守朝鮮行奉命一件」一冊、「御用留書抜簿」一冊、「訳日本紀行撮録」七冊、「同 底本」一冊、「条約彙纂抄録」一冊、「大沢秉哲長崎日記」一冊などの史料写しも一緒に内閣記録局より外務省に移管されたのであった。ちなみにこの中で、後年、長崎奉行大沢豊後守の日乗「大沢秉哲長崎日記」は『大日本古文書 幕末外国関係文書之一』の巻末に「附録」

として収載された。さらに「外交事類全誌」は萩原が編纂の必要があるて外務省から借用していたもので、これは同省記録局の編纂物ではない。神奈川県より外務省が借用していたものであった。戦後これも『横浜市史 資料編』に収録された。

とまれ、萩原の編纂した「外交紀事本末底本」は、「未成本」を除き、右の二百四冊に外務省記録局当時編纂の七十一冊を加え、総計二百七十五冊整頓されていたのである。萩原は内閣解雇後も、終生「外交紀事本末底本」の「未成本」の完成を気に掛けていたようで、前述の谷中靈園の萩原の碑に、彼は臨終に際し、「外交編纂、なお巻を余す」の詩を賦したと記されている。

「萩原西疇先生文学著述概略」<sup>(73)</sup>の作者は、萩原が「台灣琉球始末」など、明治政府の比較的新しい外交問題の編纂を命ぜられて、幕末外交文書集の編纂に専念できず、ついにそれを完結できなかつた無念さに思いを馳せて、次のように述べている。

初、台灣琉球編纂委員ノ命アリシヨリ六年ノ間、遠キヲ捐テ、邇キヲ整理シ、天津条約ヲ以テ巻ヲ結ヘリ。是ニ於テ再タヒ旧記ニ復セシカ、幾クナク翌年遂ニ外務省ヲ退ケリ。旧記ノ如キハ大半既ニ成レリト雖、功一簣ニ虧ク所アルヲ以テ、尚ホ之ヲ内閣ノ塵籠ニ委スルニ至レリ。惜イカナ。

外務省の『統通信全覽』編纂の中心的存在であった坂田諸遠も、「外交紀事本末底本」の編纂に熱意を傾注した萩原裕も、ともに明治三十一年の世を去った。しかし、この両者の編纂した幕末外交の二大編纂物はともに外務省の記録書庫に存在した。明治三十年代後半、この二つの編纂物を視野に收めながら、いま一度本格的な幕末外交文書集の編纂を試みようとの潮流が外務省内に生まれてくる。これこそが『幕末外國關係文書』成立の直接的動因となっていくのである。次になぜ、外務省に

こうした新たな気運が生じたのか。そして新たに外務省において編纂された幕末外交文書集とは、一体どのようなものであったのか。次にこうした問題から、この外務省の編纂事業が東京帝国大学文科大学史料編纂掛に移管される経緯を少しく述べてみたいとおう。

#### 四 外務省における「幕末外交文書集」の

##### 編纂と編纂事業の東京帝国大学移管問題

明治三十七年十月二十二日、中村勝麻呂・竹村昌次・大塚武松・今井貞臣の四名は外務省の編纂事務を嘱託された。ただし、嘱託中何れも報酬を支給せずというものであった。翌三十八年四月六日これに水谷猶象が加わり、彼等は自らこの職務を「外交史料編纂掛」と称し、その主任は中村勝麻呂であった。

中村は翌十一月十四日「外交文書編纂ニ付、開港場所在ノ地方庁へ交渉ノ件」を起案した。決裁の押印は上司の大前退蔵総務局文書課長兼記録課長と珍田捨己外務次官の二人のみである。そして翌十五日外務次官珍田捨己の名をもつて北海道長官・神奈川・兵庫・長崎・新潟などの各県知事に宛て「今般本省ニ於テ嘉永六年ヨリ王政維新ニ至ル時代ノ外交文書編纂相成候ニ付テハ、各開港場ニ関スル書類ヲモ参考スルノ必要有之候間、貴庁所蔵ノ旧記中和文歐文ヲ問ハズ、右ノ年代ニ関スルモノ有之候ハゞ其通数若クハ冊數等御取調至急御通報被下度」<sup>(74)</sup>との照会を発した。こうして各県の回答を俟って、その送付してきた所蔵記録リストに基づいて、中村勝麻呂らはそれ手分けして現地調査に赴いた。

ちなみに同年十二月二十七日中村勝麻呂の長崎出張にあたって、外務次官より長崎県知事宛て「編纂嘱託中村勝麻呂去年二月自己研究ノ為ベ、貴序ヘ出頭ノ節、今般本省ニ於テ編纂相成候外交文書ノ参考トナルベキ書類若干閲覧致候旨申立候」<sup>(75)</sup>と照会しており、中村はこの前年自分

の個人的研究の目的で長崎に赴いていたのである。もちろん、この文書も彼自身の起案に成るものであった。そして中村は、長崎県のみならず大阪府・神奈川県・帝国図書館などにも調査に赴き、また、大塚武松と竹村昌次は北海道庁に派遣された。そして外務省は北海道庁および函館支庁をはじめ長崎県・神奈川県などの所蔵する多くの旧幕府当時の外交関係書類を借用した。

ここで注目すべきことに、明治三十八年八月二十三日中村は神奈川県へ出張にあたり、その許可を記録課長ではなく、外務次官の珍田捨己から直接得ていることである。そしてこの編纂事業は東京帝国大学に移管されるまで、珍田外務次官・大前記録課長・中村主任の間ですべての書類が処理されている。<sup>(76)</sup>以上のことを考慮すれば、外務省のこの時の幕末外交文書の編纂事業は、外務次官の直轄下において進められ、実務に当たっては殆ど中村嘱託が牛耳をとったもののように考えられる。おそらく、当初は中村と珍田の連携によって進められ、後に移管問題に至り濱尾新東京帝国大学総長と三上參次史料編纂官がこれに加わったものであつたろう。

中村らは外務省にすでに、幕末外交文書集として正統『通信全覽』と「外交通紀稿本」「外交紀事本末底本」などが存在することを十分承知の上、新たな幕末外交文書集を構想したのであった。もちろん、それは第一に『続通信全覽』の編纂方法に大いに疑問を感じ不満を抱いたからに相違ない。彼ら「外交史料編纂掛」は、すべて東京帝国大学文科大学国史科出身の新進氣鋭であり、正規の歴史学を修め、無給の「嘱託」とはいっても、初期外務省の坂田諸遠・依田盛克・宮本好風・桂野進らとは経歴も思考も大いに異にしていた。翌明治三十八年二月、「外交史料編纂掛」は、「外交史料編纂私考」と題する一文を起草している。これ

は外務省十三行赤野紙に認められたものである。次にそれを具体的にみ

ていくことにしたい。

まず、その意見は「内容ニ関スル私考」と「体裁ニ関スル私考」の二つに大きく分けて墨書きされ、文末に「不審」の個所が朱書きされている。最初に「内容ニ関スル私考」からみていくこととしたい。

すなわち、それは十カ条からなり、(三) (十) を除き、すべて『続通信全覽』に内在する問題点を列挙したものである。したがって、中村らの編纂は、その先駆的業績ともいえる『続通信全覽』を土台に踏まえて構想していることがわかる。中村らは『続通信全覽』に立脚しながら、個別文書の採録に当たり当面する問題点や疑問点、あるいは検討を要するものや訂正すべき要点を指摘したものがこの文書である。

まず(一)において、下関砲撃事件を例に引き四ヶ国どの国を中心とし文書や対話書を採録すべきかを検討課題とした。そして(二)では、『続通信全覽』の対話書に省略が多いことを指摘して、その贅写挿入の必要を述べている。だが、中村らの「続通信全覽ハ何如ナル故ニヤ対話書ヲ省略セルモノ多シ」との記載は、『続通信全覽』の編者の苦心を余り察知していない発言であつて、決して「省略」したのではなく、掲載しなかつたのは該当の対話筆記類を入手できなかつたからに他ならぬ。ちなみに『続通信全覽』の編者はその凡例において、「家達ヨリ進呈ノ記録中、彼此対話ノ筆記ハ兵馬騒擾ノ際、散逸シテ世ニ伝フ者無キヲ以テ脱ス(中略)今筆記伝ハラサレハ首尾ヲ明丁スルニ所由ナシ。適対話ノ筆記ヲ抄録シテ挿入セシハ其残闕及旧吏ノ筆乗等ニ所見ヲ贅写セシ者ナリ」と明記しており、『続通信全覽』の編者は徳川宗家より繼承の記録と旧吏の筆乗などを主な素材とし、萩原の編纂物のように元閣老の旧大名家の記録類を充分活用できなかつたのである。「対話書」を欠くのはそのためであった。

次に(四)では、散逸した原文書について、『続通信全覽』はその目

録を掲げるのみであるが、その中に欧文が存在するものもあるので、これを翻訳して挿入するか、もしくは欧文の部に収載し、その旨を邦文の箇所に注記すべきかを説いている。

そして(五)では、『続通信全覽』往翰の外国奉行らの連名の記載には誤謬が多いので再調査の必要と、(六)では『続通信全覽』収録の奉行間の掛合書の採録の仕方を批判し、書式一定して採録すべきことを説いている。(七)では往還の発送月日に不審なものがままみられるので、「各国御書翰取扱」「御書簡取扱日記」などと対照すべきことを指摘した。そして(八)では仏国来翰の和訳文がなぜ『続通信全覽』に未収録なのかと疑問を呈し、(九)では『続通信全覽』収録の嘉永六年の三奉行の建議は採録の仕方に問題があるとし、この採録文書そのものも不完全であり、別に良質の史料を検出して校訂する必要があることを説いている。これは、おそらく「編年之部」ではなく「類輯之部」の収録文書を指すものと思われる。このためか、その後に中村らは「凡ソ開港場ノ奉行ノ扱ヘル書類ニシテ史学ノ参考タルベキモノハ直接外交ニ関係ナキモノモ便宜編入セリ。例之ハ下田港変災ニ関スルモノゝ如シ」と朱書きして、間接的な史料も積極的に蒐集する方針を打ち出している。そして(三)の欄外上部に◎印をつけ、『続通信全覽』の編註の参考に資すべきものが多いことと、(十)において「堀田正倫家記」借用の必要を述べている。

次に十五箇条にわたる『続通信全覽』の「体裁ニ関スル私考」の要点を見ていくことにしたい。

まず(一)において、往翰の年月日記載個所は「発送者ノ名前ノ上ニ書クヲ以テ正シ」とし、『続通信全覽』はそうでないので、書式調査の上改むべきかとした。(二)では、往翰の干支を問題とし、「支」のみを用いて「干」をまったく削除するもの、或いは「支」や「花押」を一

々記さないものがあり、これは「最肝要」な問題であるとした。(一)

(二) とも上部欄外に○印をつけている。

そして(三)で外国人名の表記方法の一一定すべきを説き、(四)では「文書ノ日附ノ決定法、旧編纂ニ従へハ大略來翰ハ差出日子ヲ見出シニ示シ、往翰ハ各外臣ニ差送リタル日子ヲ文書ノ日附トナシ、奉行稟申書ノ如キ内国往復ハ上申シタル日ヲ取レルカ如シ、然ルニ時ニ御下ケノ日ヲ取り、又ハ「差出翻訳問合兼ニ付、翌日達ス」ト明記セルニモ拘ラス、達ストアル日ヲ取ラス、差出トアル日ヲ取レルアリテ一樣ナラサル場合ナキニシモアラサルカ如シ」と、文書日付の決定方法が区々として一定していないとした。筆者はこの原因を「畢竟之レ等ハ副本写取ノ際、筆者ノ粗漏ヨリ起リシヲ、其ノマゝ編纂ノ際採用」したものが多かつたことによるとみている。

次に(五)では文書中の宛名・人名・日附の位置および大君の文字に対する敬意の表現として一字欠と欠行とがあつて一定しない。この体裁を一様に改めるとは何に標準すべきか。(六)は「達案ノ書キ方」の問題で、達案の表題は一行と二行と両様の書き方があるが、一行に統一すべきだとした。(七)では「対話書」の見出しをとりあげ、その様式が一樣でないので「凡て現代の様式ニ改ムヘキカ」(以下、片仮名・平仮名混用は原文のマニ)としている。そして(八)では、往翰の花押は連名の場合、いちいち花押と書くのも煩わしいので、「連名ノ下ニ共通ニ「花押」ト記入シ置カハイカニ」と簡略すべきを説き、さらに(九)では、「主ニ稟申書ニ添へたる評議書、申上書付等」の別紙の日付を見出しに書く場合に様式が一定していないので、「コハ寧ロ見出ニ日附ヲ出サスシテ文書中、最後末段ニ書カルゝ月日ノミヲ存シテハ如何」とした。

そして(十)では、來翰和訳中の原訳である「片仮名文は之ヲ平仮名

文ニ改写スヘキコト」としているが、これは仏國來翰を指すものと思われる。(十一)では、往翰の差出人の署名と文書のタイトルの大きさとがバランス不適当なので、これは全編訂正を要するとし、(十二)は「追而書「の書き方についてで、「本文ヨリモ低ク書ク」ように訂正すべきだとした。(十三)は老中より配下の諸奉行への指令を採録するに当たり、同文であるが一方に多少付加文があるとき、「前同文」とし付加文のみを付け加えるべきか否かの問題。(十四)は、一国の主唱によって起こった一事件が列国共同の問題になつたとき、主唱国と列国との文書が重複しても採録すべきか。若しくは「前同文言」と記して省くべきかの問題で、筆者は重複を厭わず全文を採録する方がよいと述べている。

最後の(十五)は、「文書の種類、名称」の問題で、次のように仮定している。

上より下へ 達、申渡(但シロ達)

同僚間 (書(聞書、留書、覚書、風聞書) 挂合  
挨拶、評議(但シ返事用也、非独立)

下より上へ 上申書、届、奉答、承付(此ニシテ非独立、建白)  
尚之レハ熟議の上、凡例中に明記し置くべきもの也。

●往復の譯文ハ元より白文ナルベケレド便宜上反リ点を附する事。  
汎例の中ニ断り置クベキ歟。

右の『続通信全覽』の体裁に関する問題の箇条書きのうち、(五)は、「主ニ稟申書ニ添へたる評議書、申上書付等」の別紙の日付を見出しに書く場合に様式が一定していないので、「コハ寧ロ見出ニ日附ヲ出サスシテ文書中、最後末段ニ書カルゝ月日ノミヲ存シテハ如何」としている。

で彼は『続通信全覽』に使用されている用語の「不審」なものを摘記し、「調子」「百日明日約定」「目侶」「御入用辻」「出来栄相済候」「ポリチーケアゲント」「御掛合模通り」などを列挙している。

以上にみる通り「外交史料編纂掛」は、『続通信全覽』の内容の補充や体裁の整頓を細かく分析し、なお「凡例」までも考慮しており、この嘱託委任当初から幕末外交文書集の刊行計画を有していたようにおもわれる。つまり、『続通信全覽』に新たに「対話書」などの史料を補充すると同時に全編に亘って一大改訂を加えて、これを一般に刊行しようとの雄大な計画であった。

明治三十八年十月十日、珍田捨己外務次官は、送一三五六号を以て、幕末外交関係書類の多くを借用している北海道長官や神奈川・長崎などの各県知事宛て、「本省ニ於テ兼テ編纂罷在候維新以前ノ外交文書類、今回編纂終了致候ニ付テハ、追テ出版ノ上、弘ク世ニ発売為致候見込ニ有之候。然ル廻、右書類中ニハ先般借用致候貴庁御所蔵ノ文書モ挿入致置候間、右出版ノ儀御差支無之候哉。一応及御交渉候。否至急御回答相成度、此段申進候」と、借用書類の文書の一部も収録して、広く一般に出版発売したい旨の了解方を交渉したのであった。この文書も中村勝麻呂の起案になるものであったが、「今回編纂終了致候」と述べているから、外務省における編纂の「稿本」はこの年十月初旬には一応終了していたようにおもわれる。それにしても中村ら四名が外務省の編纂事務を嘱託されたのが明治三十七年十月二十二日のことであり、それから僅か一年、翌年十月にはほぼ編纂が終了とはどのような外交文書集であったろうか。

その後、右の外務省の照会に対し、同月十四日周布公平神奈川知事が「御問合ノ趣了承、右ハ少シモ差支無之候」との回答があり、また園田安賢北海道長官も同月二十三日付で「何等差支無之」旨を申し越し、

さらに翌二十四日には荒川義太郎長崎県知事からも「右ハ勿論外交上機密ヲ要スルモノハ御取除キノ上ト存候間、何等差支無之候」と随分と気配った承諾の通知があつた。<sup>(80)</sup>

次に中村勝麻呂が外務省において編纂した幕末外交文書集をみると、その全容がどのようなものであつたかは、翌三十九年八月十七日付で珍田捨己外務次官に宛てた東京帝国大学総長濱尾新の幕末外交文書の引渡し要請に添付の目録によつて知ることができる。この目録は編者である「貴省嘱託中村勝麻呂氏ノ配意ニヨリ調製シタルモノ」であった。<sup>(81)</sup> その目録「(甲)臨時編纂書類 第一類 既ニ編纂ラアリシモノ」の最初に「幕末外交文書集」を掲げている。それは嘉永六年四冊、安政元年十三冊、安政二年十六冊、安政三年十二冊、安政四年十六冊、安政五年十一冊、安政六年十一冊、万延元年十三冊、文久元年十二冊、文久二年十三冊、文久三年十二冊、元治元年十二冊、慶應元年十三冊、慶應二年十二冊、慶應三年十八冊、明治元年四冊、附録一冊など総計百九十三冊であった。中村らは、嘉永六年のペリー来航より明治元年の幕府崩壊に至る、かなりの分量にのぼる幕末外交文書集を僅か一年で編纂していたのである。中村らは、いかにして短期間にこのような大量の編纂を可能にしたのであつたろうか。これらの外交文書集はすべて残存している訳ではなく、現在、東京大学史料編纂所に所蔵されているものは左記の通りである。次に東京大学史料編纂所所蔵の外交文書集を手掛かりに、それがどのようなものであるかを考えてみたい。

幕末外交文書集	嘉永六年六月～同年八月	七冊
幕末外交文書集	安政五年七月～同年十二月	六冊
外国關係文書集	安政六年正月～同年十二月	十四冊
幕末外交文書底本	万延元年正月～同年十二月	十三冊
	文久元年正月～同年十二月	十二冊

幕末外国関係文書底本	文久二年正月～同年十二月	十五冊
幕末外国関係文書底本	文久三年正月～同年十二月	十二冊
幕末外国関係文書底本	元治元年正月～同年十二月	十二冊
幕末外国関係文書底本	慶応元年正月～同年十二月	十三冊
幕末外国関係文書底本	慶応二年正月～同年十二月	十二冊
幕末外国関係文書底本	慶応三年正月～同年十二月	十八冊
幕末外国関係文書底本	慶応四年正月～同年八月	四冊

現存の幕末外交文書集の表題は、以上にみる通り区々としているが、外務省にて編纂当時は「幕末外交文書集」と仮称し、適當な書名を模索していたに違いない。安政六年七月の一冊の裏表紙に「大日本外交文書集」と墨書きしてそれを朱筆で抹消し、万延元年二月以降の裏表紙にも、たんに「外交文書集」とあり、おそらく「幕末外国関係文書底本」の書名は東京帝国大学移管後、中村勝麻呂史料編纂官が考え着いたものではなかつたかとおもわれる。

そしてこの外交文書集は極めて興味深い内容をもつてゐる。右の安政六年と万延元年の二ヶ年分合計二十七冊の編纂物は、使用野紙その他を仔細にみると、その原稿は殆ど『通信全覽』の「副本」と萩原の編纂した「外交紀事本末底本」が用いられていることがわかる。もちろん、嘉永六年分の残闕の過半とそれ以降の年代でも若干の史料は中村らが自ら編纂し、かつ補充もしている。中村らの補填史料は正式に外務省十三行赤野紙に墨書きされた史料写しで、「外交紀事本末底本」のよう外務省使用済野紙の裏や内閣野紙に太政官野紙に写した「史料切裂材料」を貼りつけたものではないので、両者の区別は明瞭である。そしてここで用いられている『通信全覽』の「副本」とは、外務省の二回目の写本で、最初の外務省写本は森有礼が英國赴任の際、携行したままとなつていたので、その後明治十九年五月、近藤真鋤外務省記録局長が同局図書掛岡

野亮輔に命じて作成させた写本である。これが解体されて中村らの編纂物の下原稿として応用され、その残り六十七冊は、現在東京大学史料編纂所に「外務省引継書類」の一部として所蔵されている。<sup>(82)</sup>

さらに右の文久元年より同三年までの外交文書集三十九冊は、新規追加を際ぎ、殆ど「外交紀事本末底本」と『統通信全覽』の「副本」を解体し、原稿として用いている。この編纂で「外交紀事本末底本」が大いに活用された理由は、『統通信全覽』未収の「対話書」を多量に収録していたからである。前述のように萩原裕は、若年寄水野和泉守忠精が文久二年三月より慶応二年六月まで比較的長期に亘って老中に列し、幕府の枢機に参画していたことに着目し、夙に「水野忠弘家記」や他の旧幕閣の「家記」をも借用してその「対話書」を積極的に「外交紀事本末底本」に収録していたのである。そしてその他にも、中村らの編纂当時、もう萩原の使用した原史料の所在が不明となり、「外交紀事本末底本」に頼る以外方法が見つからなかつたからかも知れない。

ところで、『統通信全覽』の「副本」とは何か。明治四十一年五月八日、東京帝国大学総長濱尾新は、外務次官珍田捨己に『統通信全覽』の「副本」の引継ぎを要請し、「貴省ニ於テ御編纂中ナリシ幕末外交文書集〔中略〕統通信全覽編年之部副本中大部分ハ既ニ右外交文書集ニ編入相成<sup>(83)</sup>」と述べており、すでに中村らは外務省において『統通信全覽』編年之部<sup>(84)</sup>の「副本」を解体して、右の外交文書集の原稿として使用していたのであった。この濱尾総長の要請で東京帝国大学に移管された『統通信全覽』「編年之部」の「副本」は「首卷 檢例」三冊と「編年之部」の索引二十四冊であった。それ以外の「副本」はすべて解体されたのであった。事実、上記の中村らの編纂した外交文書集をみると、文久以降慶応四年までの九十八冊は、収録文書の過半が外務省外交史料館所蔵の『統通信全覽』「編年之部」の「正本」と同一の野紙を使用し、また書

体も同一の原稿である。

したがつて『続通信全覽』「編年之部」の「副本」の存在と、それが「外交通紀稿本」の「副本」と同じよう後に編纂に流用されてしまい、元の原形では存在しないことがわかる。そしてより重要なことは、僅か一年という短期間で編纂を終了した外務省の「幕末外交文書集」は、坂田諸遠らの編纂した『続通信全覽』「編年之部」の「副本」と萩原裕の編纂した「外交紀事本末底本」の二大幕末外交文書集を融合させて合纂し、それを下原稿として、中村らが内容を補足しかつ書式に改訂を加えたものであったということである。

そしてこの外務省の「幕末外交文書集」こそ、「幕末外国關係文書」成立へとつながっていくのである。明治三十九年八月十七日、濱尾總長は珍田次官に外務省の編纂事業の移管方を要請した際、「一两年來貴省ニ於テ御編纂中ノ幕末外交文書ノ儀ハ學術研究ノ資料トシテ重要ナルベキハ申スニ及ハス、又右御編纂ノ事業ハ本学文科大學史料編纂掛ノ事業ト密接ノ關係有之、或ハソノ一部分トモ看做シ得ルモノト考ヘラレ候」と事業や材料の引渡しを切望しつつ、なお「外交文書集ハ尚補修訂正ヲ要スル所尠カラサルニ付、右御引繼ノ上ハ、過般史料編纂官文學博士三上參次貴官へ御面談致候如キ手続ニヨリ便宜措弁シ、直チニ補修訂正ニ着手シ且出来得ル限り速ニ出版公行ノ運ビニ至ラシメタキ見込ニ有之候」<sup>(8)</sup>と述べている。つまり、中村らが外務省で編纂した「幕末外交文書集」は、公刊するにはまだ史料的補修と訂正を必要とし、それをじっくり取り組めるところは同省の臨時的な編纂場所ではなく、常置の史料編纂掛であったのである。もちろんこれ以前、中村は珍田次官を説得し、また一方で濱尾總長や三上編纂官と受け入れ計画を緻密に練つていたに違いない。こうして「幕末外交文書集」と「旧記」などの原材料は正式に東京帝國大學文科大學史料編纂掛に引継がれることとなつた。

このとき濱尾總長は珍田次官に対し、移管の史料について「永久ニ保存すべきハ勿論、将来貴省ニ於テ御入用ノ事出来候節ハ格別便宜ニ取扱ヒ可申候」と述べている。しかし、外務省は翌九月三日、翌四十年十二月二十三日、四十一年五月二十三日と三度に亘って、幕末期の外交史料の殆どを東京帝國大學に移管したが、『通信全覽』正本、『続通信全覽』正本、「柯太概覽」正本、「善隣通書」だけは「當省ニ於テ必要有之候間、引渡ノ御求ニ応シ兼候」と引渡すことがなかつた。<sup>(85)</sup>

中村勝麻呂・大塚武松・今井貞臣・水谷猶象ら四名が外務省の「編纂事務嘱託」を解任されたのは、明治三十九年十一月八日のことであつた。翌四十年十一月七日、中村は史料編纂官に任じ、ついで史料編纂掛に新たに幕末外国文書部を設置し、『幕末外国關係文書』の編纂に着手し、出版していくこととなつたのである。その卷之一が公刊されたのは明治四十三年三月のことであつた。そしてこの卷之一をみると、史料の出典の記載方法のみならず、引用史料自体「聞集錄」「磯貝筆記」「鈴木大雜集」「高麗環雜記」「蠻夷貿易濫觴」「如是我聞」「通航一覽統輯」「坤儀革正錄」「有所不為齋雜錄」「海防統彙議」など、萩原編纂の「外交紀事本末底本」の影響が色濃く反映されていたのであつた。

### 結びにかえて

小稿では、萩原裕の「台灣琉球始末」や「善隣始末」などの編纂経緯と、同時に並行して進められた彼の「外交紀事本末底本」などの幕末外交文書集の編纂が内閣制度成立後、どのように展開するのか。宮内省臨時編纂以来の編纂部局の変遷とその編纂物を検討し、併せてこの萩原の編纂物が『幕末外国關係文書』の成立にどのように関連してくるのかを考察してみた。

当初、小稿ではその他に萩原の編纂した多様な幕末外交文書集とその

通史編の概要と特徴とを簡潔に解説し、さらに彼が幕末外交文書の編纂に使用した素材の全容に迫ることを企図していたが、それは叶わなかつた。小稿で触れ得た萩原使用の幕末外交の材料は、ほんの一部に過ぎない。そして萩原とはいつたい如何なる人物であったのかなどについても、幕末期に遡ってその活動に言及したいとおもつたが、紙数の制限もあり、これらの問題は、なお、別の機会に譲りたいとおもう。

結びにあたって、萩原の維新前の経歴と彼が明治初期に愛媛県士族と称していることについてだけでも一寸触れておきたいとおもう。愛媛県士族といえば、愛媛県人のように聞こえる。だが、萩原が維新後、愛媛県士族と称したのは、維新草創期から廢藩置県まで伊予今治藩に仕えたからであった。後年になって、彼は東京府士族と改めている。祖父萩原大麓（英助）は上野国緑野郡藤岡郷萩原村の出身で、江戸へ出て片山兼山に師事した考証学者であった。

その子息が萩原善韶（英助）と公寵（鳳一郎）の兄弟で、萩原裕は善韶の長男であった。父善韶は明清考証の諸書を窮究したが、天保二年三月亡くなり、裕は叔父公寵に訓育された。公寵の門人には牧野忠恭・牧野貞明・大河内信古・安藤信正・大久保教義・松平直諒などの諸大名があつた。その叔父が安政元年四月亡くなり、裕は父祖以来の学統を繼承した。萩原裕の門人は千とも二千ともいわれるが、江戸薬研堀開塾期の門弟は幕臣と江戸詰の諸藩士が圧倒的に多かつた。その門弟の中に今治藩の江戸詰藩士も少なくなく、同藩への仕官はこうしたことが機縁となつたとみられる。彼は幕末期より外交問題に強い関心を持ち、内憂外患の警鐘を鳴らす『献替録』を著したので、声名一時に四方に波及し、世人は「献替ノ萩原」と称したという。萩原は自らの雅号を冠した幕末期の情報資料『西疇叢書』を編んで、明治になつて「外交通紀稿本」「外交紀事本末底本」「外交本末」にもそれを用いているが、現在はその抄本

を残すのみである。

〔註〕

- (1) 田中正弘「太政官における幕末外交文書編纂の研究」（平成六年三月『東京大学史料編纂所研究紀要』第四号所収）
- (2) 「明治十五年議案簿」（国立公文書館所蔵）
- (3) 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」（東京大学史料編纂所所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内）
- (4) 「自明治十八年十二月 内閣記録局日記」（国立公文書館所蔵）
- (5) 「明治十九年 往復簿 内閣記録局」（国立公文書館所蔵）
- (6) 前掲「内閣記録局日記」（国立公文書館所蔵）
- (7) 同 「内閣記録局日記」
- (8) 前掲「明治十九年 往復簿 内閣記録局」
- (9) 春畠公追頌会編『伊藤博文伝』中巻（昭和十五年十月、統正社発行）
- (10) 「公文類聚 賞恤門四 賞賜二 明治十六年 第九巻」（国立公文書館所蔵）
- (11) 安岡昭男氏「校訂明治官員録」（日本史總覽）補巻III所収 昭和六十一一年新人物往来社刊行）
- (12) 東京大学史料編纂所所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内。この編纂物については、防衛庁防衛研修所図書館で調査したが、該当する編纂物が見当らず、その正式な書名は現在のところ不明である。なお、明治十九年当時の「陸軍參謀本部」の記録類の保存方法は、「十年以内ノ記乗ヲ新籍トシ、十年以外ヲ旧籍トシ、以テ保存ノ輕重ヲ為セリ」とある。そして陸軍省は、「陸軍省文庫楼下ハ専ラ他省局ノ需要ニ応スルノ書冊ヲ排列シ、太タ整頓ニ及ハス。樓上ハ和漢・歐米各國ノ図室アリ。地図・戰圖・其它雜圖ヲ収存ス。隣室ニ歐米列國ノ書類ヲ頓シ、率ネ戰圖ニ關スルモノヲ臚列シ、日英・日仏其他皆分界ヲ敵ニス。又隣ニ和漢書室アリ。國典・経書・

- 和漢歴史及医書等ヲ収集ス。其側ニ一室アリ。陸軍日誌并雜記類ヲ收ム。  
要悉ク結構ノ書架ヲ福ク硝子障中ニ藏シ、各架ニ書目ヲ掲記シ、外面ヨリ  
一見スルモ頗ル抽繙ニ便ナラシム」とあり、地図や書籍・記録類が整備さ  
れるていることが分かる。(明治十九年 汀波内閣記録局) 国立公文  
書館所蔵)
- (13) 東京大学史料編纂所所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内  
(14) 黒龍会本部編輯『西南記伝』上巻第三篇征蕃の役(明治四十一年十二月  
発行)
- (15) 「明治十五年中 軍医本部 東京陸軍病院 病馬厩」(防衛厅防衛研修  
所図書館所蔵)。
- (16) 「明治七年七月台湾蕃地处分事件 密事日記 陸軍卿官房」(防衛厅防  
衛研修所図書館所蔵)。
- (17) 「明治七年從五月至十月台湾事件 新聞抜萃 翻訳課」「台湾事件輯  
錄」(防衛厅防衛研修所図書館所蔵)。とくに後者の「台湾事件輯  
錄」は内側の扉に「生蕃事件 乾」とあって、「琉球藩民台灣島生蕃ニ於テ暴  
殺ニ逢候事件ニ付鹿兒島參事大山綱良建言」に始まる資料集で、何れも海  
軍省青十行野紙を用いている。
- (18) 「明治三十一年 叙位一」(国立公文書館所蔵)
- (19) 「十二月二十八日付伊藤參議宛井上毅書翰(伊藤博文関係文書研究会編  
『伊藤博文関係文書』一所収 昭和四八年一月塙書房発行)
- (20) 「明治十九年一月以降 諸縦込 内閣臨時編纂所」(東京大学史料編纂  
所所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内)
- (21) 同 「明治十九年一月以降 諸縦込 内閣臨時編纂所」  
(22) 同 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」(東京大学史料編纂  
所所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内)
- (23) 同 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」  
(24) 同 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」  
(25) 同 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」  
(26) 同 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」  
(27) 同 「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」
- (28) 「台湾琉球始末 附記 卷八止」(国立公文書館所蔵)  
(29) 前掲「明治三十一年 叙位一」  
(30) 「公文類聚 第十三編七卷〔二〕十八」(国立公文書館所蔵)  
(31) 国立公文書館所蔵の「台湾琉球始末」は、何れも縦二十六・一縄、横十  
八・八種のサイズで、本文使用野紙は、太政官と宮内省の十行青野紙で、  
草稿本である。殊に卷六は全冊一行づつ切り張りしている。ただし卷  
七、八は淨書本であり、とくに注目すべきことに卷八「附記」の一冊のみ  
は、「外交通紀稿本」と同じく流麗な装訂で、他のものと異なる。なお、  
明治二十一年一月六日図書頭井上毅は外務次官青木周蔵宛て「明治十九年  
年沖縄事件ニ關スル機密書類之内、左記之書御貸渡有之度」(明治十九年  
一月以降 諸縦込 内閣臨時編纂所)と、琉球处分関係の外交記録の借  
用方を要請している。
- (32) 国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編「梧陰文庫目録」参照  
(33) 国学院大学図書館所蔵「台湾琉球始末」七冊(梧陰文庫本)  
(34) 前掲「公文類聚 第十三編七卷〔二〕十八」(明治三十一年 叙位一)  
(35) 前掲「明治十四年十月以降 證綴込 内閣臨時編纂所」  
(36) 「外交紀事本末底本 開港 卷十九下」紙背文書(東京大学史料編纂所  
所蔵「外務省引継書類」の内)  
(37) 「明治十九年一月以降 證書綴込 内閣臨時編纂所」(東京大学史料編  
纂所所蔵「幕末外交文書集編纂材料」の内)  
(38) 「明治十九年 往復簿 内閣記録局」(国立公文書館所蔵)  
(39) 前掲「明治十九年一月以降 諸縦込 内閣臨時編纂所」  
(40) 同 「明治十九年一月以降 諸縦込 内閣臨時編纂所」  
(41) 宮内省臨時編纂掛の萩原が明治二十年五月、外務省の近藤真鋤記録局  
長より借用した記録の一部を紹介すると、次の通りである。  
韓鮮事変弁理始末 明治十五年分  
黒田弁理大臣使鮮日記  
宮本大丞朝鮮理事始末

- 花房公使朝鮮日記 明治十年  
朝鮮税則談判始末
- 朝鮮國信使趙秉鎬來航書類 十四年  
至同十五年
- 朝鮮國仁川港開港一件
- （60）外務省記録「正統通信全覽及び公文目録」（外務省外交史料館所蔵）
- （59）前掲「明治三十一年 叙位」
- （58）「内閣記録局第六回報告」（国立公文書館所蔵）「明治二十四年 内閣記録局」（同上）
- （57）「内閣記録局第十三編 賞恤門七卷〔二〕十八」（国立公文書館所蔵）「明治二十三年 往復簿 三 内閣記録局」（同上）
- （56）「公文類聚 第二十二年 往復簿 二 内閣記録局」（国立公文書館所蔵）「明治二十三年 往復簿 三 内閣記録局」（同上）
- （55）「明治二十二年 往復簿 三 内閣記録局」（国立公文書館所蔵）「明治二十三年 往復簿 三 内閣記録局」（同上）
- （54）「明治二十二年 往復簿 二 内閣記録局」（国立公文書館所蔵）「明治二十三年 往復簿 三 内閣記録局」（同上）
- （53）「明治二十二年 内閣記録局日記」（国立公文書館所蔵）「明治二十二年 内閣記録局日記」（同上）
- （52）前掲「明治三十一年 叙位」
- （51）前掲「明治三十一年 叙位」
- （50）「善隣始末 原稿 卷一」（東京大学史料編纂所蔵）「幕末外交文書集編 篡材料」の内）
- （49）同 「明治十九年一月以降 諸綴込 内閣臨時編纂所」
- （48）同 「明治十九年一月以降 諸綴込 内閣臨時編纂所」
- （47）前掲「明治三十一年 叙位」
- （46）同 「明治十九年一月以降 諸綴込 内閣臨時編纂所」
- （45）同 「明治十九年一月以降 諸綴込 内閣臨時編纂所」
- （44）前掲「明治十九年一月以降 諸綴込 内閣臨時編纂所」
- （43）前掲「明治三十一年 叙位」
- （42）前掲「明治十九年一月以降 證書綴込 内閣臨時編纂所」
- （41）前掲「明治十九年一月以降 證書綴込 内閣臨時編纂所」
- （40）前掲「明治十九年一月以降 證書綴込 内閣臨時編纂所」
- （39）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （38）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （37）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （36）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （35）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （34）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （33）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （32）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （31）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （30）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （29）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （28）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （27）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （26）前掲「明治十九年一月以降 証書綴込 内閣臨時編纂所」
- （25）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （24）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （23）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （22）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （21）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （20）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （19）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （18）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （17）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （16）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （15）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （14）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （13）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （12）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （11）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （10）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （9）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （8）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （7）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （6）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （5）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （4）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （3）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （2）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （1）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （61）東京大学史料編纂所所蔵（「幕末外交文書集編纂材料」の内）
- （62）「明治十五年二月以降 證書綴込 内閣臨時編纂所」（東京大学史料編纂所所蔵）
- （63）前掲「明治十九年一月以降 諸綴込 内閣臨時編纂所」
- （64）「明治二十三年 内閣記録局日記」（国立公文書館所蔵）
- （65）「明治二十四年 内閣記録局日記」（国立公文書館所蔵）
- （66）前掲「明治二十三年 往復簿 三 内閣記録局」
- （67）「明治二十五年 内閣記録局日記」（国立公文書館所蔵）
- （68）東京大学史料編纂所所蔵（「幕末外交文書集編纂材料」の内）
- （69）「明治二十五年 往復簿 内閣記録局」（国立公文書館所蔵）
- （70）同 「明治二十五年 往復簿 内閣記録局」
- （71）同 「明治二十五年 往復簿 内閣記録局」
- （72）「明治二十六年 往復簿 内閣記録局」（国立公文書館所蔵）
- （73）「明治三十七年十一月 幕末外交文書編纂 一件」（附外交文書東京帝国大学へ引渡し）
- （74）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （75）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （76）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （77）「明治三十八年第二月 外交史料編纂私考 外交史料編纂掛」（東京大学史料編纂所所蔵）
- （78）『統通信全覽』首巻 凡例（雄松堂出版刊）『統通信全覽』「編年之部」
- （79）前掲外務省記録「幕末外交文書編纂 一件」
- （80）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （81）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （82）『通信全覽総目録・解説』（一九八九年十月雄松堂出版刊行）
- （83）前掲外務省記録「幕末外交文書編纂 一件」
- （84）同 「幕末外交文書編纂 一件」
- （85）同 「幕末外交文書編纂 一件」